

政令第十二号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項、第九十条第一項ただし書、同項第五号、同条第二項、第九項及び第十項、第一百一条の三第一項ただし書、第一百一条の四第一項ただし書、第一百二条第一項、第一百三条第一項、第七項及び第八項、第一百四条の四第二項、第一百六条の二第一項、第一百七条の五第一項及び第二項、第一百八条第一項並びに第一百十二条第一項並びに道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第一号の六を第一号の七とし、第一号の五の次に次の一号を加える。

一 の六 医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車

第三十三条第一項中「又は第二号に該当する者」を「から第二号までのいずれかに該当する者」に改め、同項第一号中「又は第二号」を「から第二号までのいずれか」に改め、同項第二号中「及び第二号に」を「から第二号までのいずれにも」に改め、同条第二項第一号中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第三十三条の二第一項第一号中「次号、第五号、第七号及び第八号に規定する者」を「他免許等既得者（当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者をいう。以下この条において同じ。）」に、「第三号、第四号及び第六号」を「次号から第六号まで」に、「違反行為（）」を「一般違反行為（）」に改め、「とき」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同号イ中「違反行為に」を「一般違反行為に」に、「（当該違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。以下同じ。）が別表第三」を「が別表第三の一の表」に、「、当該違反行為」を「、当該一般違反行為」に改め、同号ニ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第五欄」を「第六欄」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「違反行

為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第三欄」を「第四欄」に改め、同号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して四年を経過していない者

第三十三条の二第一項第二号中「（第七号及び第八号に規定する者を除く。第五号において同じ。）」を削り、「第九十条第一項ただし書」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に改め、「取消し又は法第一百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第一百三条第三項」を「第一百三条第四項」に改め、「この項、第三十八条第六項及び第四十条において」を削り、「第九十条第七項」を「第九十条第九項若しくは第十項」に、「第一百三条第六項」を「第一百三条第七項若しくは第八項」に改め、「若しくは法第一百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「に違反行為」を「に一般違反行為」に改め、同号イ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「

又は第三欄」を「、第三欄又は第四欄」に改め、同号口中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同号八中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第五欄」を「第六欄」に改め、同項第三号中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第六欄」を「第七欄」に改め、同項第四号中「この条、第三十八条第六項及び別表第四において」を削り、「法第九十条第一項第六号」を「同項第六号」に、「をした者」を「で同条第二項第五号に規定する行為以外のものをした者」に改め、「とき」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同号イ中「五年」を「三年」に改め、同項第五号及び第六号中「道路外致死傷」の下に「で法第九十条第二項第五号に規定する行為以外のもの」を加え、同項第七号中「当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者」を「他免許等既得者」に、「第四十条第二号」を「第四十条第一項第二号」に改め、同項第八号中「第四十条第四号」を「第四十条第一項第四号」に改め、同条第三項中「から第六号まで、」を「、第二号イから八まで及び第三号から第六号まで、第二項第一号から第四号まで並びに」に、「同項第五号の」を「第五号の十年、九年、八年、七年、六年、」に、「第一項第一号イの三年の期間を除き、同項第二号の五年の期間に

については同号イに規定するものに限る」を「同項第四号の六月の期間を除く」に改め、同項第一号中「別表第四」の下に「若しくは別表第五」を加え、同項第二号中「別表第四」の下に「若しくは別表第五」を加え、「同条第三項の」を「同条第四項の」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前二項に規定する累積点数とは、これらの規定により行おうとする処分理由となる違反行為（一般違反行為及び特定違反行為をいう。以下同じ。）及び当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内におけるその他の違反行為（当該違反行為をした時において次の各号のいずれかに該当していた者に係る当該各号に掲げる違反行為を除く。）のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。

第三十三条の二第二項第二号中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項第三号中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項第四号中「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第四欄又は第

五欄」を「第五欄又は第六欄」に、「前項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同項第五号中「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第六欄」を「第七欄」に、「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第九十条第二項各号のいずれかに該当する者についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 試験に合格した者（他免許等既得者を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が特定違反行為（別表第二の二の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。）をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を経過して

いない者

八 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者

二 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を経過していない者

ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して六年を経過していない者

へ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

ト 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して四年を経過していない者

チ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して三年を経過していない者

ニ 試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、前項第二号に規定する期間内に特定違反行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を経過していない者

八 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者

二 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を経過していない者

ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して六年を経過していない者

へ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

三 試験に合格した者が法第九十条第二項第五号に規定する行為をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ 当該行為が別表第五第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して八年を経過していない者

ロ 当該行為が別表第五第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して七年を経過していない者

ハ 当該行為が別表第五第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して六年を経過していない者

ニ 当該行為が別表第五第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して五年を経過していない者

四 試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、前項第二号に規定する期間内に法第九十条第二項第五号に規定する行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該行為が別表第五第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ 当該行為が別表第五第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して九年を経過

していない者

八 当該行為が別表第五第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して八年を経過していない者

二 当該行為が別表第五第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して七年を経過していない者

五 試験に合格した者（他免許等既得者に限る。）が法第百三条第二項の規定により免許を取り消すことができることとされている者又は法第百七条の五第二項の規定により自動車等の運転を禁止することができることとされている者に該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

第三十三条の二の二第一号中「第百二条第四項」を「第百二条第七項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第三十三条の二の三第四項を次のように改める。

4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百七条の二第一号又は第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）

二 法第百十七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）

三 別表第二の一の表に定める点数が六点以上である一般違反行為

第三十三条の三中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「第三十三条の二」の下に「（第二項を除く。次号において同じ。）」を加える。

第三十三条の四第一項中「第九十条第七項」を「第九十条第九項」に改め、同項第二号中「又は第四号イ」を削り、「同項第一号ロ」を「同号ロに該当する者にあつては四年、同号ハ又は同項第四号イ」に、「同項第一号ハ」を「同項第一号ニ」に、「同項第一号ホ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第九十条第十項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第三十三条の二第二項第一号又は第三号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分の理由となつた行為をした日から起算して、同項第一号イに該当する者にあつては十年、同号ロに該当する者にあつては九年、同号ハ又は同項第三号イに該当する者にあつては八年、同項第一

号二又は第三号口に該当する者にあつては七年、同項第一号ホ又は第三号八に該当する者にあつては六年、同項第一号ヘ又は第三号二に該当する者にあつては五年、同項第一号トに該当する者にあつては四年、同号チに該当する者にあつては三年を経過するまでの期間とする。

二 第三十三条の二第二項第二号又は第四号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分の理由となつた行為をした日から起算して、同項第二号イ又は第四号イに該当する者にあつては十年、同項第二号ロ又は第四号ロに該当する者にあつては九年、同項第二号ハ又は第四号ハに該当する者にあつては八年、同項第二号ニ又は第四号ニに該当する者にあつては七年、同項第二号ホに該当する者にあつては六年、同号ヘに該当する者にあつては五年を経過するまでの期間とする。

三 第三十三条の二第二項第五号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分を受けた者が当該免許以外の免許の取消し又は自動車等の運転の禁止の処分により免許を受けることができないこととされる期間の満了日までの期間とする。

第三十三条の四に次の一項を加える。

3 第三十三条の二第四項の規定は、第一項第二号及び第三号並びに前項第一号及び第二号の十年、九年、

八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年及び一年の期間について準用する。

第三十三条の五中「第九十条第九項及び第三百三条第八項（法第一百七条の五第二項）」を「第九十条第十二項及び第三百三条第十項（法第一百七条の五第三項）」に改める。

第三十三条の五の二中「第九十条第十項」を「第九十条第十三項」に改める。

第三十三条の七中「別表第四」の下に「若しくは別表第五」を加える。

第三十七条の六第一号中「（前三月）」を「。次条において同じ。（前六月）」に改める。

第三十七条の六の二各号中「免許証の更新を申請する日」を「法第一条第一項の更新期間が満了する日」に改める。

第三十七条の七中「第三百二条第二項」を「第三百二条第五項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二百二条第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 一 法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 二 法第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為

- 三 法第十七条（通行区分）第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為
 - 四 法第二十条（車両通行帯）の規定に違反する行為
 - 五 法第二十五条の二（横断等の禁止）の規定に違反する行為
 - 六 法第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項又は第三項の規定に違反する行為
 - 七 法第三十三条（踏切の通過）第一項又は第二項の規定に違反する行為
 - 八 法第三十五条（指定通行区分）第一項の規定に違反する行為
 - 九 法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
 - 十 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
 - 十一 法第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）の規定に違反する行為
 - 十二 法第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）の規定に違反する行為
 - 十三 法第四十二条（徐行すべき場所）の規定に違反する行為
 - 十四 法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 第三十七条の八第一項中「違反行為」を「一般違反行為」に改め、同条第二項第一号中「当該違反行為」

を「当該一般違反行為」に改め、「累積点数」の下に「（第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号及び第三号中「当該違反行為」を「当該一般違反行為」に改め、同項第四号中「違反行為を」を「一般違反行為を」に改め、「別表第四」の下に「又は別表第五」を加える。

第三十八条第四項第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項第一号イ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「又は第五欄」を「第五欄又は第六欄」に改め、同項第二号イ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第六欄」を「第七欄」に改め、同条第六項中「第一百三十六条の政令」を「第一百三十七条の政令」に改め、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二 一般違反行為をしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の

第三欄に掲げる点数に該当した場合 四年

八 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合 三年

二 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 二年

ホ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 一年

三 一般違反行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該一般違反行為が法第九十条第九項若しくは第十項若しくは法第三百三条第七項若しくは第八項の規定又は法第七七条の五第一項若しくは第二項の規定により指定され又は定められた期間が満了した日から五年を経過する日までの間（以下この項及び次項において「特定期間」という。）にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の

第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 四年

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 三年

四 重大違反唆し等又は道路外致死傷で法第百三条第二項第五号に規定する行為以外のものをしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該行為が別表第四第一号に掲げるものである場合 三年

ロ 当該行為が別表第四第二号に掲げるものである場合 二年

ハ 当該行為が別表第四第三号に掲げるものである場合 一年

五 重大違反唆し等又は道路外致死傷で法第百三条第二項第五号に規定する行為以外のものをしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該行為が特定期間内にされた

ものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該行為が別表第四第一号に掲げるものである場合 五年

ロ 当該行為が別表第四第二号に掲げるものである場合 四年

ハ 当該行為が別表第四第三号に掲げるものである場合 三年

第三十八条に次の一項を加える。

7 法第百三条第八項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 特定違反行為をしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合 十年

ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合 九年

ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の

第四欄に掲げる点数に該当した場合 八年

二 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 七年

ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 六年

ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ト 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合 四年

チ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合 三年

二 特定違反行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該特定違反行為が特定期間内にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める

期間とする。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合 十年

ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 九年

ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 八年

ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合 七年

ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合 六年

ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合 五年

三 法第百三条第二項第五号に規定する行為をしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

- イ 当該行為が別表第五第一号に掲げるものである場合 八年
- ロ 当該行為が別表第五第二号に掲げるものである場合 七年
- ハ 当該行為が別表第五第三号に掲げるものである場合 六年
- ニ 当該行為が別表第五第四号に掲げるものである場合 五年

四 法第百三条第二項第五号に規定する行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該行為が特定期間内にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

- イ 当該行為が別表第五第一号に掲げるものである場合 十年
- ロ 当該行為が別表第五第二号に掲げるものである場合 九年
- ハ 当該行為が別表第五第三号に掲げるものである場合 八年
- ニ 当該行為が別表第五第四号に掲げるものである場合 七年

第三十九条第一項中「第一百七条の五第三項」を「第一百七条の五第四項」に改める。

第三十九条の二各号中「第一百二条第三項」を「第一百二条第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第三十九条の二の三第二号中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「第三項（）」を「第四項（）」に、「又は」を「若しくは」に改め、「基準」の下に「又は法第九十条第六項若しくは法第一百三条第二項の規定による免許の取消しの要件」を加え、同条第三号中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「第三項（）」を「第四項（）」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「者が」の下に「法第一百七条、」を加え、同項第四号中「別表第四」を「仮運転免許を受けた者が別表第四又は別表第五」に改め、同条第二項中「第三十七条の七第一号」を「第三十七条の七第二項第一号」に改める。

第四十条第一号中「該当することとなつた」を「該当した」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 国際運転免許証等を所持する者が一般違反行為をしたとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に

- 掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。
- イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合 五年
- ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合 四年
- ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合 三年
- ニ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 二年
- ホ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 一年
- 三 国際運転免許証等を所持する者で免許取消歴等保有者であるものが第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内に一般違反行為をしたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者

が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 四年

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 三年

第四十条第四号中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第六欄」を「第七欄」に、「該当することとなつた」を「該当した」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第一百七条の五第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国際運転免許証等を所持する者が特定違反行為をしたとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。
- イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の

第二欄に掲げる点数に該当した場合 十年

□ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合 九年

八 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合 八年

二 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 七年

ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 六年

へ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ト 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合 四年

チ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合 三年

二 国際運転免許証等を所持する者で免許取消歴等保有者であるものが第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内に特定違反行為をしたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合 十年

ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 九年

ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 八年

ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合 七年

ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合 六年

ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合 五年

第四十条の三第二号中「同条第三項（同条第五項及び第十一項）を「同条第二項の規定による免許の拒否、同条第四項（同条第七項及び第十四項）に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「同条第六項」の下に「の規定による免許の取消し、同条第八項」を加え、「同条第七項」を「同条第九項又は第十項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十三項」に改め、同条第六号中「第九十七条の二第二項」を「第九十七条の二第一項第三号イの規定による認知機能検査の結果の判定及び同条第二項」に改め、同条第二十三号中「第一百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「及び同条第八項」を「又は同条第九項」に、「第一百三条第三項」を「第一百三条第四項」に、「並びに法第一百七条の五第二項」を「及び法第一百七条の五第三項」に、「第一百三条第八項」を「第一百三条第十項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十二号を同条第二十三号とし、同条第二十一号を同条第二十二号とし、同条第二十

号を同条第二十一号とし、同条第十九号中「規定及び」を「規定又は」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号中「第百七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に改め、同号を同条第十六号中「第百七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に改め、同号を同条第十五号中「第三項」を「第四項」に、「同条第五項」を「同条第二項の規定による免許の取消し、同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「又は第二項」を「から第五項まで」に改め、「判定」の下に「及び同条第七項ただし書の規定により提出された診断書の受取り」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四 法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務

第四十二条第一項の表經由手数料の項の次に次のように加える。

<p>認知機能 検査手数 料</p>		<p>二百五十円</p>	<p>四百円</p>
----------------------------	--	--------------	------------

第四十二条第一項の表講習手数料の項中

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	講習一時間について八百五十円	講習一時間について千二百円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	講習一時間について五百円	講習一時間について千円

を

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	千九百円（当該講習が法第九十条の二第一項第三号イ又は第一百七条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、千七百五十円）	三千九百円（当該講習が法第九十条の二第一項第三号イ又は第一百七条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、三千六百円）
小型特殊自動車免許のみを受け	七百元	千六百五十円

に

ている者に対する講習

改める。

第四十四条第一項第一号中「第百二条第二項」を「第百二条第三項」に、「第百七条の五第八項」を「第百七条の五第九項」に、「第百七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に改める。

第四十五条中「別表第五」を「別表第六」に改める。

別表第二の一の表中「違反行為」を「一般違反行為」に、

酒酔い運転、麻薬等運転又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び（〇・二五以上）無免許運転	二十三点
酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	二十点
無免許運転又は酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（五十以上）等	十九点
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	十六点
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	十五点
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五未満）等	十四点

を

酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	九点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	八点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等	七点

を

酒気帯び運転（〇・二五未満）	十三点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等	十四点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	十五点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	十六点
無免許運転又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	十九点
酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	二十三点
酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反	二十五点

に

酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	十三点
---	-----

速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）、積載物重量制限超過（大型等十割以上）、酒気帯び運転（〇・二五未満）、無車検運行又は無保険運行

六點

速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）、積載物重量制限超過（大型等十割以上）、無車検運行又は無保険運行

六點

改め、別表第二中三の表を削り、二の表を三の表とし、一の表の次に次の一表を加える。

二 特定違反行為に付する基礎点数

特 定 違 反 行 為 の 種 別	点 数
運転殺人等又は危険運転致死	六十二点
運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷（治療期間三月以上又は後遺障害）	五十五点
運転傷害等（治療期間三十日以上）又は危険運転致傷（治療期間三十日以上）	五十一點
運転傷害等（治療期間十五日以上）又は危険運転致傷（治療期間十五日以上）	四十八點
運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）又は危険運転致傷（治療期間十五日未満）	四十五點

に

間十五日未満)

酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反

三十五点

別表第二の備考の一の1中「一の表」の下に「又は二の表」を加え、「同表」を「これらの表」に改め、同表の備考の一の2中「場合」の下に「(二)の114から123までに規定する行為をした場合を除く。」を加え、同表の備考の一の2(1)中「二の表」を「三の表」に改め、同表の備考の一の2(ロ)を次のように改める。

(ロ) 法第一百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、(1)による点数に、五点を加えた点数とする。

別表第二の備考の一の3を次のように改める。

3 二の114から123までに規定する行為をした場合において、法第一百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

別表第二の備考の二中「一の表」の下に「及び二の表」を加え、同表の備考の二の1及び2を次のように改める。

1 「酒気帯び運転(〇・二五以上)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体

に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム

以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。

2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（¹²⁵に規定する行為を除く。）をいう。

別表第二の備考の二の4を削り、同表の備考の二の5中「4」を「1」に、「6」を「5」に改め、同表の備考の二中5を4とし、6を5とし、同表の備考の二の7中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「14から16まで」を「11から13まで」に改め、同表の備考の二の7を同表の備考の二の6とし、同表の備考の二の8中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「20、21、23又は24」を「14から17まで」に改め、同表の備考の二の8を同表の備考の二の7とし、同表の備考の二の9中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「25、27又は28」を「18、20又は21」に改め、同表の備考の二の9を同表の備考の二の8とし、同表の備考の二の10中「以上」を「未満」に、「30から49まで、51から65まで又は67から120まで」を「23から42まで、44から58まで又は60から113まで」に改め、同表の備考の二の10を同表の備考の二の9とし、同表の備考の二の11中「以上」を「未満」に、「1、4及び7から10まで」を「4及び6から9まで」に改め、同表の備考の二中11を10とし、12及び13を削り、14から16までを11から13までとし、17から19までを削り、20を14と

し、21を15とし、22を削り、23から27までを16から20までとし、同表の備考の二の28中「21」を「15」に改め、同表の備考の二中28を21とし、29から48までを22から41までとし、同表の備考の二の49中「26」を「19」に改め、同表の備考の二の49を同表の備考の二の42とし、同表の備考の二の50中「26」を「19」に改め、同表の備考の二中50を43とし、51を44とし、同表の備考の二の52中「27」を「20」に改め、同表の備考の二中52を45とし、53から85までを46から78までとし、同表の備考の二の86中「26及び49」を「19及び42」に、「50」を「43」に改め、同表の備考の二中86を79とし、87から94までを80から87までとし、同表の備考の二の95中「51」を「44」に改め、同表の備考の二中95を88とし、96から100までを89から93までとし、同表の備考の二の101中「53」を「46」に改め、同表の備考の二中101を94とし、102から106までを95から99までとし、同表の備考の二の107中「58」を「51」に改め、同表の備考の二中107を100とし、108から120までを101から113までとし、同表の備考の二に次のように加える。

114 「運転殺人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為で故意（

人の傷害に係るものを含む。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が死亡した場合に限る。）をいう。

115 「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為（自動車等の運転
に
関し行われたものに限る。以下この表において同じ。）をいう。

116 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又
は
建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によ
る
もの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。118及び

120
において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上
である
場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）を
い
う。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が
固
定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以
下
同じ。）が存するものをいう。

117 「危険運転致傷（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、人の傷害（治療期間が三月以上であ
る
もの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

118 「運転傷害等（治療期間三十日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を

損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

119 「危険運転致傷（治療期間三十日以上）」とは、人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

120 「運転傷害等（治療期間十五日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

121 「危険運転致傷（治療期間十五日以上）」とは、人の傷害（治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

122 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、
116、118及び120に規定する行為以外のもの

をいう。

123 「危険運転致傷（治療期間十五日未満）」とは、人の傷害（治療期間が十五日未満であるもの）後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

124 「酒酔い運転」とは、法第一百七条の二第一号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われ
たものに限る。）をいう。

125 「麻薬等運転」とは、法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われ
たものに限る。）をいう。

126 「救護義務違反」とは、法第一百七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたもの
に限る。）をいう。

別表第三中備考以外の部分を次のように改める。

別表第三（第三十三条の二、第三十七条の八、第三十八条、第四十条関係）

一 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合における当該一般違反行為に係る累積

点数の区分

第一欄	前歴がない者	前歴が一回で ある者	前歴が二回で ある者	前歴が三回以 上である者
第二欄	四十五点以 上	四十点以上	三十五点以 上	三十点以上
第三欄	四十点から 四十四点ま で	三十五点か ら三十九点 まで	三十点から 三十四点ま で	二十五点か ら二十九点 まで
第四欄	三十五点か ら三十九点 まで	三十点から 三十四点ま で	二十五点か ら二十九点 まで	二十点から 二十四点ま で
第五欄	二十五点か ら三十四点 まで	二十点から 二十九点ま で	十五点から 二十四点ま で	十点から十 九点まで
第六欄	十五点から 二十四点ま で	十点から十 九点まで	五点から十 四点まで	四点から九 点まで
第七欄	六点から十 四点まで	四点から九 点まで	二点から四 点まで	二点又は三 点

者	以上である	以上	ら五十四 点まで	から四十 九点まで	ら四十四 点まで	から三十 九点まで			
---	-------	----	-------------	--------------	-------------	--------------	--	--	--

別表第三の備考の一中「この表」を「一の表及び二の表」に、「第三十三条の二第二項第二号」を「第三十三条の二第三項第二号」に改め、同表の備考の一の1中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同表の備考の一の2中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同表の備考の一の3中「この表の第一欄」を「一の表の第一欄」に、「この表の第四欄又は第五欄」を「同表の第五欄又は第六欄」に改め、同表の備考の一の4中「この表の第一欄」を「一の表の第一欄」に、「この表の第六欄」を「同表の第七欄」に、「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に改め、同表の備考の二中「第三十三条の二第三項」を「第三十三条の二第四項」に改める。

別表第四第一号を次のように改める。

- 一 重大違反唆し等で第三十三条の二の三第四項第一号又は第二号に掲げる行為に係るもの

別表第四第二号中「違反行為」を「一般違反行為」に改め、同表第三号中「違反行為」を「一般違反行為」に、「第一号」を「別表第五第一号」に、「負傷者の負傷の治療に要する期間（当該負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間。次号において「治療期間」という。）」を「治療期間」に改め、「（当該負傷者の負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものという。次号において同じ。）」を削り、同表第四号中「違反行為」を「一般違反行為」に、「第一号及び前号」を「前号及び別表第五第二号から第四号まで」に改める。

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第三十三条の二、第三十三条の七、第三十七条の八、第三十八条、第三十九条の三関係）

一 人の死亡に係る道路外致死傷で故意（人の傷害に係るものを含む。）によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

二 人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの又は刑法第二百八条の二

の罪に当たるもの

三 人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 道路交通法の一部を改正する法律による改正後の道路交通法第二百一条第一項及び第二項に規定する基準行為には、施行日前にした行為は、含まれないものとする。

第三条 施行日前にした行為を理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止若しくは運転免許を受けることができない期間の指定、運転の禁止又は仮運転免許の取消しの基準については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、施行日前にした行為に付する点数については、なお従前の例による。

第四条 施行日前に改正前の道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習又は同条第二号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者に対する改正後の道路交通法施行令第三十七条の六の二の規定の適用については、同条各号中「法第一百一条第一項の更新期間が満了する日」とあるのは、「免許証の更新を申請する日」とする。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるもの等をした者に対する運転免許の拒否等の基準、認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為等を定めるとともに、最近の道路交通をめぐる情勢の変化にかんがみ、酒気帯び運転等に付する点数を改める等の必要があるからである。